

令和4年7月27日

教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

議第 3 5 号 臨時代理の承認につき議決を求めることについて

議第 3 6 号 草津市教育委員会事務外部評価委員会委員の委嘱につき議決を求める
ことについて

議第 3 7 号 草津市文化財保護審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

議第 3 5 号

臨時代理の承認につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 4 年 7 月 2 7 日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

臨時代理の承認につき議決を求めることについて

本教育委員会は、所属職員の休職処分を行うに当たり、委員会を招集する時間的余裕がなかったので、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定により教育長が臨時に代理したため、委員会に報告し、その承認を求める。

草津市教育委員会の所管に属する職員の休職処分について

草津市教育委員会の所管に属する職員の休職処分を行うに当たり、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないことから、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定に基づき、次のとおり臨時に代理する。

記

- 1 休職処分を行う者
職員 濱 加代子
- 2 発令日
令和4年7月1日
- 3 処分の期間
令和4年7月1日から令和4年8月31日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

議第36号

草津市教育委員会事務外部評価委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年7月27日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

草津市教育委員会事務外部評価委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市教育委員会附属機関運営規則（平成25年草津市教育委員会規則第2号）第2条の規定に基づき、草津市教育委員会事務外部評価委員会委員に委嘱することにつき、本委員会の議決を求める。

記

区 分	氏 名	備 考
学識経験を有する者	渡邊 暁彦	滋賀大学教授
学校教育の関係者	塚本 和代	元公立小学校長
公募市民	吉田 満知子	

任期 令和4年7月28日から令和5年3月31日まで

草津市教育委員会附属機関運営規則（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、草津市附属機関設置条例（平成25年草津市条例第3号。以下「条例」という。）別表第2に掲げる教育委員会の附属機関（以下「附属機関」という。）の組織、運営その他必要な事項に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

（任期）

第3条 附属機関の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 別表第2に掲げる附属機関の委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、それぞれ同表任期の欄に掲げるとおりとする。

第4条以降（略）

別表第1（第2条・第9条関係）

附属機関の名称	委員資格者	所属
（略）	（略）	（略）
草津市教育委員会事務外部評価委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) 学校教育の関係者 (3) 公募市民	教育委員会事務局 教育総務課
（略）	（略）	（略）

別表第2（第3条第2項関係）

附属機関の名称	任期
（略）	（略）
草津市教育委員会事務外部評価委員会	委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日まで
（略）	（略）

議第 37 号

草津市文化財保護審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 4 年 7 月 27 日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

草津市文化財保護審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市文化財保護条例（昭和53年草津市条例第8号）第53条第1項の規定に基づき、草津市文化財保護審議会委員に委嘱することにつき、本委員会の議決を求める。

記

区 分	氏 名	備 考
学識経験を有するもの	東 幸代	滋賀県立大学教授 歴史学
	五十川 伸矢	元京都橘大学教授 考古学
	鎌谷 かおる	立命館大学准教授 環境・景観
	高梨 純次	（公財）秀明文化財団 参事 元滋賀県立近代美術館 学芸課長 美術工芸
	伊達 仁美	京都芸術大学教授 民俗学
	富島 義幸	京都大学大学院教授 建築学
	増渕 徹	京都橘大学教授 史跡整備
その他教育委員会が 適当と認めるもの	南 英三	草津市観光物産協会会長 普及啓発、公開活用

任期 令和4年8月1日 から 令和6年7月31日 まで

○草津市文化財保護条例（抄）

昭和53年3月30日条例第8号

改正 平成14年 3月25日条例第17号

平成17年 3月31日条例第7号

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民が草津の豊かな歴史文化を享受し、文化的な生活を営むためには、本市に伝えられた文化財の保存および活用が不可欠であることにかんがみ、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、本市の区域内に存する文化財のうち、重要なものについて、その保存および活用のために必要な措置を講じ、もって市民文化および地域文化の向上と発展に資することを目的とする。

第7章 文化財保護審議会

（設置）

第52条 第1条の目的達成のため、法第190条の規定に基づき教育委員会の附属機関として、審議会を置く。

（組織等）

第53条 審議会の委員（以下「委員」という。）は8人以内とし、学識経験を有する者その他教育委員会が適当と認めるもののうちから教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。

4 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

5 会長に事故があるときまたは欠けたときは、あらかじめ会長が定めた委員が、その職務を代行する。

6 第1項に定めるほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

（任務）

第54条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ文化財の保存および活用に関する重要事

項について調査および審議するとともに、当該事項について教育委員会に対して意見を述べることができる。

(会議)

第55条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第56条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。